

■災害時要支援者避難支援計画(個別避難計画)とは

市から提供する同意者名簿を基に、要支援者一人ひとりの具体的な避難支援について、避難支援等関係者と一緒で作成するものです。
「どんな助けが必要か」「誰が支援するか」「避難経路は」などを要支援者やその家族等と避難支援等関係者で確認し合いながら作成してください。

1. 要支援者同意者名簿を参考に
地域で取り組みについて話し合う。

6. 個別避難計画の内容に変更は
ないか確認。ある場合は
朱書きで訂正し、市へ提出。
(簡単なものは電話でよい)

2. 市役所へ電話にて「個別
避難計画作成」の意思を伝える。
→市役所で個別計画の様式
を作成し区長・自治会長
へ手渡す。

3. 要支援者、家族、支援者
区長・自治会長、民生委員等
と話し合いながら作成。

4. 完成すれば市へ提出。
→市でシステムに入力し、個別避難
計画をファイリングして区長・
自治会長・民生委員児童委員へ返却。
*本人にも1部返却。

5. 個別避難計画をもとに、普段
の見守り活動や防災訓練を実施。

オール甲賀で
安全・安心なまちづくり

取組開始のきっかけ
～話し合い～

個別避難計画作成
意思表示

個別避難計画作成
～話し合いながら～

個別避難計画提出
～システム入力～

個別避難計画をもとに
・地域での見守り
・防災訓練等

個別避難計画見直し
(年1回)

* 6→4→5の繰り返し

個別避難計画記載例

太枠内は入力済み。
修正箇所は朱書き。

内容に修正があれば
朱書きで修正。

出来るだけ記入
ください。

・避難所までのルート
を記入。
・避難支援など関係者
と要支援者やその家
族等と相談。

災害時にスムーズな救
出ができるよう記入。
* 未記入でもOK

甲賀市避難行動要支援者個別計画 (記載例)

氏名	1 大平 洋太郎	性別	男	年齢	75歳	A型	0982-53-2138	090-1234-5678
住所	〒882-0015 自衛隊永江町1丁目105							
世帯区分	戸建世帯		身体区分	高齢世帯				
風水害時	永江公民館		地区名称	日知屋本郷一永江町1丁目				
震災時	永江児童公園		民生委員	民生 太郎 (0982-53-2138)				
災害支援内容	腰が痛い。腰が痛いので避難の際は車椅子を使用してください。							
食のバトン	有・無 延長・延長等 有・無							
①	向洋クリニック (0982-52-5486)		②	三ヶ尻整形外科 (0982-52-5557)				
緊急連絡先	永江 美樹子 (090-1234-5678) 佐木 智史 (090-1111-8888)							
災害連絡者1	永江 明子 (090-9999-8888)		災害連絡者2	協力 太郎 (090-1978-4789)				
避難時補助員	永江 恵子							

避難経路図

作成のポイント

- ・要支援者一人ひとりに合わせた支援内容を検討しましょう。
- ・災害発生時に配慮すべきことなどを確認しておきましょう。
- ・支援者が被災することも想定し、支援者は2～3人お願いしておきましょう。
- ・自宅から避難所までに危険箇所はないか確認しておきましょう。
- ・災害の種類(地震、風水害)ごとに避難方法や避難場所を確認しましょう。
- ・要支援者本人の意向を十分確認しましょう。

* ご不明な点があれば、お問合せください。

よくあるQ&A

- Q. 個別避難計画は、必ずつくらなければならないですか？
A. 義務づけられてはいませんが、要支援者の命を地域で守るために個別避難計画を作成し、地域の防災力を高めることが望めます。

- Q. 個別避難計画の作成を拒まれたらどうすればいいですか？
A. 強制することはできませんが、要支援者に避難や命の大切さを理解してもらい、作成を促すことが大切です。

- Q. 支援者に選任されても、万が一助けにいけない場合、あとで責任を問われるのでしょうか？
A. 支援者本人と家族の安全が大前提です。災害時の助け合いは「共助」の精神をもとに成り立つもので、助ける側の命を犠牲にしてまで、まだ助けることを求められるものではなく、万が一助けられなくても**責任を問われるものではありません。**

- Q. 支援者の人数を確保するのが難しいのですが？
A. 区、自治会の役員だけで要支援者の避難を支援することは困難です。若い人や隣近所の人などの協力を得て、地域全体で協力体制を構築することが重要です。

- Q. 個別避難計画の作成に行政からの支援はありますか？
A. 説明会や出前講座を実施しています。いつでもご相談ください。

出前講座・説明会を開催しています！

- ★出前講座「地域で備える災害避難準備～避難行動要支援者の支援体制～」
- ★説明会「災害時要支援者避難支援計画（個別避難計画）作成について」
*新型コロナウイルス感染拡大防止対策をしたうえで実施。

お問い合わせ：甲賀市役所健康福祉部地域共生社会推進課
〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地
TEL 69-2155 FAX 63-4085

災害時要支援者避難支援計画（個別避難計画）作成の手引き

■避難行動要支援者名簿とは

甲賀市地域防災計画に定める高齢者、障がい者および要介護者などの「避難行動要支援者」の避難支援等を実施するための基礎となる名簿として、災害対策基本法に基づき市が作成するものです。

★避難行動要支援者とは・・・

次の要件を満たされ、自宅で生活されている方

※施設に入所されていることがわかった場合は、避難行動要支援者から除く場合があります。

- ①高齢者（75歳以上のみの世帯）
- ②障がい者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の保持者）
- ③要介護者（要介護3以上の要介護認定者）
- ④市の生活支援を受けている難病患者
- ⑤その他、支援を必要とされている方

■避難行動要支援者同意者名簿とは

この避難行動要支援者名簿のうち、名簿に掲載された本人が、消防、警察、区・自治会長および民生委員・児童委員などの「避難支援等関係者」への名簿情報の提供に同意された方の名簿です。市が「**避難行動要支援者同意者名簿**」（以下「**同意者名簿**」という。）として作成し、災害の発生に備えた普段からの地域での「見守り」や避難支援の実施につなげることを目的として、年1回、避難支援等関係者に提供しています。

《同意者名簿のイメージ》

